

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和7年4月25日
分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長 金子 直樹

下記の調達について見積合わせを実施しますので、参加を希望される方は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件名・数量 1号物件 NAS
詳細については別紙契約条件書及び仕様書のとおり
2. 納入期限 令和7年6月30日（月）
3. 納入場所 神奈川県平塚市立野町38-2
東京神奈川森林管理署
4. 見積書等提出 電子調達システムを用いて見積合わせを実施しますので、5. 見積書等提出
期限記載の日時までに、提出して下さい。
※郵便及び持参による提出も認めます
（郵便及び持参で提出する場合の見積書等の提出場所は納入場所と同じ）
5. 見積書等提出期限 令和7年5月21日（水）10時30分まで
6. 提出書類 (1)見積書（見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付を記入して下さい。）
(2)令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記書類を内訳書データとして送信して下さい。
※郵送・持参する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。
7. 契約締結日 見積書採用の日
8. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の「物品の製造」又は「物品の販売」を有する者
9. その他 (1)見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2)見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承認したものとみなします。
(3)例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は事前に「提案書」を提出し担当者の了承を得て下さい。

担当：東京神奈川森林管理署
総務グループ（経理担当）
電話：0463-32-2867

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年5.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

